

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|-----------------------|
| 15 | 精神障害者保健福祉手帳事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

郡山市は、精神障害者保健福祉手帳事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福島県郡山市長

公表日

令和7年4月1日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称 | 精神障害者保健福祉手帳事務 |
| ②事務の概要 | <p>【概要】 精神障害者保健福祉法に基づき、精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務を行う。</p> <p>【内容】 ・精神障害者保健福祉手帳の交付申請、福島県への進達に関する事務 ・精神障害者保健福祉手帳の氏名、居住地変更に関する事務 ・精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務 ・精神障害者保健福祉手帳の再交付に関する事務 ・精神障害者保健福祉手帳の返還に関する事務</p> |
| ③システムの名称 | 保健福祉情報システム(精神障害者保健福祉手帳)、府内連携システム |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 精神障害者保健福祉手帳情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 番号法 第9条第1項 同法別表22の項 番号法主務省令第14条 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施しない] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 保健福祉部保健所保健・感染症課 |
| ②所属長の役職名 | 保健・感染症課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 郵便番号963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 受付窓口:政策開発部広聴広報課(市政情報センター) 024-924-3511 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |

| | |
|----------------|---|
| 連絡先 | 〒963-8024 郡山市朝日二丁目15番1号 保健福祉部保健所保健・感染症課精神・難病係 024-924-2163 |
| 9. 規則第9条第2項の適用 | []適用した |
| 適用した理由 | |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和7年2月21日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和7年2月21日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|-----------|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | [○]委託しない |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) | | [○]提供・移転しない |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供) |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

7. 特定個人情報の保管・消去

| | | |
|-----------------------------|---------------------|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
|-----------------------------|---------------------|---|

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

| | | |
|-----------------------|---------------------|---|
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | | マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、精神障害者保健福祉手帳事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 |

9. 監査

| | | | |
|-------|--|--|-------------------------------|
| 実施の有無 | <input checked="" type="checkbox"/> 自己点検 | <input checked="" type="checkbox"/> 内部監査 | <input type="checkbox"/> 外部監査 |
|-------|--|--|-------------------------------|

10. 従業者に対する教育・啓発

| | | |
|--------------|---------------------------------------|---|
| 従業者に対する教育・啓発 | [<input type="checkbox"/> 十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
|--------------|---------------------------------------|---|

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[全項目評価又は重点項目評価を実施する]

| | |
|------------------|---|
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | [1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 |
| 当該対策は十分か【再掲】 | [<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。また、必要な項目のみシステムへ入力しているほか、ダブルチェックを経て、処理完了としている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|-------------------------------|---|---|------|--------------|
| 令和1年6月28日 | I-5-②所属長の役職名 | 地域保健課長 吉田 光子 | 地域保健課長 | 事後 | 新様式への変更 |
| 令和1年6月28日 | I-7 請求先 | 〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 | 〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 | 事後 | 組織改編のため |
| 令和1年6月28日 | IV リスク対策 | — | IVリスク対策 1~9の項目を追加 | 事後 | 新様式への変更 |
| 令和1年6月28日 | I-1 いつの時点の計数か | 平成29年6月1日 時点 | 令和元年5月16日 時点 | 事後 | 様式変更に伴い再計算 |
| 令和1年6月28日 | I-2 いつの時点の計数か | 平成29年6月1日 時点 | 令和元年5月16日 時点 | 事後 | 様式変更に伴い再計算 |
| 令和7年4月1日 | I-1 ②事務の概要 | <p>精神障害者保健福祉手帳に係る交付申請の受理、交付、返還、居住地変更の手続き等の事務</p> <p>①精神障害者保健福祉手帳の新規申請の受理、審査、結果の通知、交付</p> <p>②精神障害者保健福祉手帳の程度変更申請の受理、審査、結果の通知、交付</p> <p>③精神障害者保健福祉手帳の紛失による再交付の受理、交付</p> <p>④精神障害者保健福祉手帳の破損による再交付の受理、交付</p> <p>⑤居住地変更の申請の受理</p> <p>⑥氏名変更の申請の受理</p> <p>⑦精神障害者保健福祉手帳の所持者が転入してきた場合(元市町村への更生指導台帳の送付依頼)</p> <p>⑧精神障害者保健福祉手帳の返還に関する事務</p> <p>⑨精神障害者保健福祉手帳の所持者が転出した場合(転入先市町村からの更生指導台帳の送付依頼)に対する回答</p> | <p>【概要】 精神障害者保健福祉法に基づき、精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務を行つ。</p> <p>【内容】 精神障害者保健福祉手帳の交付申請、福島県への連携に関する事務</p> <p>・精神障害者保健福祉手帳の氏名、居住地変更に関する事務</p> <p>・精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務</p> <p>・精神障害者保健福祉手帳の再交付に関する事務</p> <p>・精神障害者保健福祉手帳の返還に関する事務</p> | 事後 | 保護評価再実施に伴う変更 |
| 令和7年4月1日 | I-1 ③システムの名称 | 保健福祉情報システム(精神障害者保健福祉手帳)、共通基盤システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム | 保健福祉情報システム(精神障害者保健福祉手帳)、序内連携システム | 事後 | 保護評価再実施に伴う変更 |
| 令和7年4月1日 | I-3 法令上の根拠 | 番号法 第9条第1項 同別表第一の14項 | 番号法 第9条第1項 同別表22の項 番号法主務省令第14条 | 事後 | 法改正による別表の変更 |
| 令和7年4月1日 | I-4 ②法令上の根拠 | (情報提供) 番号法 第19条第7号 別表第二の25項 | — | 事後 | 保護評価再実施に伴う変更 |
| 令和7年4月1日 | I-5 ①部署 | 保健福祉部保健所地域保健課 | 保健福祉部保健所保健・感染症課 | 事後 | 組織改編のため |
| 令和7年4月1日 | I-5 ②所属長の役職名 | 地域保健課長 | 保健・感染症課長 | 事後 | 組織改編のため |
| 令和7年4月1日 | I-8 連絡先 | 〒963-8024 郡山市朝日二丁目15番1号 保健福祉部保健所地域保健課 024-924-2163 | 〒963-8024 郡山市朝日二丁目15番1号 保健福祉部保健所保健・感染症課精神・難病課 024-924-2163 | 事後 | 組織改編のため |
| 令和7年4月1日 | II-1 いつの時点の計数か | 令和1年5月16日 時点 | 令和7年2月21日 時点 | 事後 | 保護評価再実施に伴う変更 |
| 令和7年4月1日 | II-2 いつの時点の計数か | 令和1年5月16日 時点 | 令和7年2月21日 時点 | 事後 | 保護評価再実施に伴う変更 |
| 令和7年4月1日 | IV-8 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | — | 十分である | 事後 | 新様式への変更 |
| 令和7年4月1日 | IV-8 判断の根拠 | — | <p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行ふことを厳守している。また精神障害者保健福祉手帳事務では、上記のほか、下記の画面で特定個人情報を取扱いに際して手作業が介在するが、いずれの画面において複数個人との確認を行うようになります。これらは、より正確に管理するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p> <p>・特定個人情報を記載がある申請書等の保管</p> <p>・個人番号及び本人情報を記載された申請書の廃棄</p> | 事後 | 新様式への変更 |
| 令和7年4月1日 | IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策 | — | 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 | 事後 | 新様式への変更 |
| 令和7年4月1日 | IV-11 当該対策は十分か【再掲】 | — | 十分である | 事後 | 新様式への変更 |
| 令和7年4月1日 | IV-11 判断の根拠 | — | <p>対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。また、必要な項目のみシステムへ入力しているほか、ダブルチェックを経て、処理完了している。これらの対策を講じてることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p> | 事後 | 新様式への変更 |